

平成30年2月

## 選挙運動についてのご注意

選挙管理会

今回行われる選挙を公明・適正に行うため、選挙運動について次のとおりとしましたので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- (1) 選挙運動の期間は、立候補届出の日から投票締切の日（平成30年4月20日）までとします。
- (2) 選挙運動に関しては、連盟の組織名もしくは役職名を使用して特定の候補者のための運動をしてはならないとされておりましたが、第35回理事会において選挙規程の一部が改正され、第17条第1項の規定は廃止されました。廃止理由につきましては、JARL NEWS 2018年冬号のINFORMATIONまたはJARL Webの第35回理事会報告をご覧ください。  
なお、同条第2項は従来どおりです。
- (3) 選挙運動については、選挙規程第17条の規定のほか、社会通念上、インターネット等の利用を含めた「選挙の公正を妨げる行為」特に他人の名誉き損、虚偽の事実の公表などで公正な選挙を妨げた場合は、処分の対象になることもありますのでご注意ください。